

学校感染症罹患時の出席停止の取り扱いについて

学校感染症に罹患した場合、担任に連絡し静養してください。登校の際は、医師から登校できる日について説明を受け、今未来手帳の中にある感染症罹患報告書に保護者が記入し担任に提出してください（医師の印不要）。第三種の「その他の感染症」は診断がついた時点で出席停止になるわけではありませんのでご注意ください。

学校において予防すべき感染症の種類及び出席停止の期間の基準（学校保健安全法施行規則第18、19条）

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ病 ラッサ熱 急性灰白髄炎 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで ※感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第六条第七項から九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は第一種の感染症と見なす。
第二種	インフルエンザ及び新型インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く。）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで	
第三種	コレラ 細菌性赤痢 腸チフス 腸管出血性大腸菌感染症 パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 溶連菌感染症 A型肝炎、B型肝炎 手足口病 伝染性紅斑 ヘルパンギーナ マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎 など	<u>「その他の感染症」は必ず出席停止となる感染症ではありません。</u> これらは小児に多く見られ、学校でしばしば流行するものの一部の例です。学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐため、必要があるときに限り学校医の判断を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置を取ることができると定められている感染症です。